

入所利用料金表

(個室利用の場合)

平成29年5月1日より

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
第4段階	1日あたりの料金	8,450円	8,524円	8,589円	8,648円	8,705円	
	【内訳】	介護サービス費自己負担額	810円	884円	949円	1,008円	1,065円
		居住費	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
		食材料費	1,810円	1,810円	1,810円	1,810円	1,810円
		教養娯楽費	100円	100円	100円	100円	100円
		日用品費	100円	100円	100円	100円	100円
		個室室料差額(税込)	4,320円	4,320円	4,320円	4,320円	4,320円
第3段階	1日あたりの料金	7,290円	7,364円	7,429円	7,488円	7,545円	
	【内訳】	介護サービス費自己負担額	810円	884円	949円	1,008円	1,065円
		居住費	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
		食材料費	650円	650円	650円	650円	650円
		教養娯楽費	100円	100円	100円	100円	100円
		日用品費	100円	100円	100円	100円	100円
		個室室料差額(税込)	4,320円	4,320円	4,320円	4,320円	4,320円
第2段階	1日あたりの料金	6,210円	6,284円	6,349円	6,408円	6,465円	
	【内訳】	介護サービス費自己負担額	810円	884円	949円	1,008円	1,065円
		居住費	490円	490円	490円	490円	490円
		食材料費	390円	390円	390円	390円	390円
		教養娯楽費	100円	100円	100円	100円	100円
		日用品費	100円	100円	100円	100円	100円
		個室室料差額(税込)	4,320円	4,320円	4,320円	4,320円	4,320円
第1段階	1日あたりの料金	6,120円	6,194円	6,259円	6,318円	6,375円	
	【内訳】	介護サービス費自己負担額	※810円	※884円	※949円	※1,008円	※1,065円
		居住費	※490円	※490円	※490円	※490円	※490円
		食材料費	※300円	※300円	※300円	※300円	※300円
		教養娯楽費	100円	100円	100円	100円	100円
		日用品費	100円	100円	100円	100円	100円
		個室室料差額(税込)	※4,320円	※4,320円	※4,320円	※4,320円	※4,320円

※ 第1段階で生活保護受給者の方は介護サービス費自己負担額及び食材料費は発生しません。また、原則として多床室を利用することとなっていますが、例外的に福祉事務所から認められた場合のみ個室利用が可能となります。

各種加算 (対象者のみ)	初期加算(入所日から30日間を限度)	32円(1日につき)	入所前後訪問指導加算(I)	471円(1回につき)
	若年性認知症入所者受入加算	126円(1日につき)	入所前後訪問指導加算(II)	502円(1回につき)
	短期集中リハビリテーション実施加算 (入所日から起算して3ヶ月以内)	251円(1回につき)	退所前訪問指導加算	481円(1回につき)
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所日から起算して3ヶ月以内)	251円(1回につき)	退所後訪問指導加算	481円(1回につき)
	栄養マネジメント加算	15円(1日につき)	退所時指導加算	418円(1回につき)
	経口維持加算(I)	418円(1月につき)	退所前連携加算	523円(1回につき)
	経口維持加算(II)	105円(1月につき)	退所時情報提供加算	523円(1回につき)
	療養食加算	19円(1日につき)	老人訪問看護指示加算	314円(1回につき)
	所定疾患施設療養費(連続7日間まで)	319円(1日につき)	ターミナルケア加算(I)	168円(1日につき)
	外泊加算	379円(1日につき)	ターミナルケア加算(II)	857円(1日につき)
		ターミナルケア加算(III)	1,725円(1日につき)	
その他の料金	洗濯代	900円(1回につき)	診断書・証明書(施設所定様式)	2,160円(1枚・税込)
	美容容代	2,500円(1回につき)	診断書・証明書(施設所定外様式)	3,240円(1枚・税込)

※ 介護サービス費自己負担額の中には夜勤職員配置加算(25円)及びサービス提供体制強化加算(19円)が含まれています。

※ 介護度及び所得段階は、利用者様それぞれに異なりますのでご注意ください。

※ 介護保険負担限度額認定証のご提示がない場合、第4段階で計算させていただく場合があります。

※ 居住に要する費用について、外泊中は居住費を徴収することができるものとします。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の滞在費を徴収します。